2007年10月11日 (平成19年)

藤沢市長 山 本 捷 雄 様

藤沢市個人情報保護制度 運営審議会会長 横山弘美

公害関係法令等の規定による届出及び申請事務に係るコンピュー タ処理の制限について(答申)

2007年9月21日付けで諮問(第269号)された公害関係法令等の規定による届出及び申請事務に係るコンピュータ処理の制限について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号)第18条の規定によるコンピュータ処理をする必要性があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務を執行するに当たりコンピュータ処理を する必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

本市では、インターネットを活用して自宅やオフィスから安心して行政手続を行うことができる電子自治体の取組みを推進し、市民の負担軽減や利便性の向上を図るとともに、行政事務の簡素化及び効率化を進めるために、神奈川県及び県内30市町村(横浜市、川崎市、横須賀市を除く。)と電子自治体共同運営事業を進めている。

この電子自治体共同運営事業において、利用者本人が、インターネットによる利用者登録を行うとともに、電子申請・届出システムを利用してオンラインで行政手続を行うため、コンピュータ利用について諮問するものである。

(2) コンピュータ処理をする必要性について

この電子申請・届出システムを利用するにあたり、利用者は、本人の利用者

情報を登録するとともに、利用の都度、自治体ごとに制定した利用者規約に同意する。登録を行った利用者には、利用者 I Dが交付され、本人が指定したパスワードと併せログインすることで、システムを利用することが可能となる。

また、手続に係る権利義務の重要性に鑑み、本人であること及びその本人の 意思に基づく申請であることを確認するため、電子署名を付与し行うこととし ている。

申請・届出の電子化は、従来窓口で行っていた受付処理について、「電子自 治体の総合窓口」として、事務をインターネット上で展開するものである。

これは、総合的かつ汎用的な受付処理を電子的に行うものであり、市民の負担軽減及び利便性向上を図るとともに、行政事務の効率化を進めることができることから、コンピュータ処理を行う必要がある。

(3) 対象手続(記録の名称)

対象手続は、公害関係法令等の規定による届出及び申請のうち、神奈川県生活環境の保全等に関する条例に規定する地下水の採取量の報告で、その事務は、神奈川県の事務処理の特例に関する条例の規定により、藤沢市に移譲されている。これは、一定規模以上の揚水機で地下水を採取している事業者から採取量の報告を受けるものである。対象手続は、書面でも受付しているが、電子情報処理組織を使用して報告を受け付けるものである。

- (4) 電子申請・届出システムで取り扱う個人情報(申請書情報)について 電子申請で取り扱う申請書情報は、従来の紙による申込書の情報と基本的に 同一の内容となるが、電子的に連絡を行うために、電子メールのアドレスを追 加、保管する。
 - ア 対象業務の名称は、公害関係法令等の規定による届出及び申請のうち地下 水採取量測定結果報告書で、取扱う個人情報は、連絡先所属及び担当者氏名 である。
 - イ 申請書情報は、各自治体ごとにデータベースに格納・管理する。
 - ウ データベースに格納された申請書情報は、申請先の業務担当職員以外は参 照・修正できない。
 - エ 業務の担当者は審査等にあたり、担当事務の申請書情報を取扱う。
 - オ システム利用者は、必要に応じ申請・届出の審査状況等をシステムに照会できる。
- (5) システムの安全性について

今回利用する電子申請・届出システムは、2005年3月9日付け諮問第140号のシステムである。このシステムは2005年3月9日付け藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第139号で承認されており、その内容について変更はない。

ア ネットワーク

電子申請・届出システムは、市民利用者側が通信するインターネットからのセキュリティがF/W(ファイヤーウォール)等により十分に確保されている。また、インターネット通信はSSLを利用した暗号化により、外部への情報漏洩を防ぐ。

職員は自治体職員のみが利用できる専用回線の総合行政ネットワーク(LGWAN)を利用し、LGWANの通信についてもF/Wや暗号化等によりセキュリティが確保されている。また、LGWANと庁内の情報系ネットワークの接続についてもF/Wを設置し、セキュリティ対策を行っている。

イ 共同運営センター

電子申請・届出システム等の基盤となる共同運営センターを各システムの 運用開始に先立ち構築している。

この共同運営センターの施設要件としてICカードや生体認証による5段階以上のセキュリティゾーニングシステムによる管理のほか,重要個所には隣接したドアが同時に開かないインターロック機能や共連れによる入室者を早期に発見できるアンチパスバック機能など厳格な入退室管理を実施している。

ウ 管理基準等

管理基準として,「共同運営センターセキュリティポリシー」を策定し,明確化した指針及び基準に基づく運用を実施している。

さらに、電子申請・届出システム等の各システムにおいてもセンターセキュリティポリシーと整合性を図った個別の基準を策定し、適切な運用を図っている。

工 外部委託

このシステムの運用については、各自治体が共同運営センター及びシステムを運営する事業者と直接委託契約を締結することにより、個別の条例等規定を遵守した内容を契約書に明記し、個人情報を適切に管理するよう指導監督のうえ行っている。

また,情報資産は各自治体の事務所管課が管理することから,外部提供に は当たらないと考える。

(6) 実施年月日

2008年(平成20年)1月1日

(7) 提出資料

ア 個人情報取扱事務届出書

イ 地下水採取量測定結果報告書様式

ウ 地下水採取の規定について

工 参照条文

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論のとおりの判断をするものである。

(1) コンピュータ処理する必要性について

この電子申請・届出システムを利用するにあたり、利用者は、本人の利用者情報を登録するとともに、利用の都度、自治体ごとに制定した利用者規約に同意する。登録を行った利用者には、利用者 I Dが交付され、本人が指定したパスワードと併せログインすることで、システムを利用することが可能となる。

また、手続に係る権利義務の重要性に鑑み、本人であること及びその本人の 意思に基づくものであることを確認するため、電子署名を付与し行うこととし ている。

申請・届出の電子化は、従来窓口で行っていた受付処理について、「電子自 治体の総合窓口」として、事務をインターネット上で展開するものである。

これは、総合的かつ汎用的な受付処理を電子的に行うものであり、市民の負担軽減及び利便性向上を図るとともに、行政事務の効率化を進めることができる。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理をする必要性があると認められる。

(2) 安全対策について

今回利用する電子申請・届出システムは、2005年3月9日付け諮問第140号のシステムである。このシステムについては2005年3月9日付け藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第139号で承認しており、その内容について変更はない。

ア ネットワーク

電子申請・届出システムは、市民利用者側が通信するインターネットからのセキュリティがF/W(ファイヤーウォール)等により十分に確保されている。また、インターネット通信はSSLを利用した暗号化により、外部への情報漏洩を防ぐ。

職員は自治体職員のみが利用できる専用回線の総合行政ネットワーク(LGWAN)を利用し、LGWANの通信についてもF/Wや暗号化等によりセキュリティが確保されている。また、LGWANと庁内の情報系ネットワークの接続についてもF/Wを設置し、セキュリティ対策を行っている。

イ 共同運営センター

電子申請・届出システム等の基盤となる共同運営センターを各システムの

運用開始に先立ち構築している。

この共同運営センターの施設要件としてICカードや生体認証による5段階以上のセキュリティゾーニングシステムによる管理のほか,重要個所には隣接したドアが同時に開かないインターロック機能や共連れによる入室者を早期に発見できるアンチパスバック機能など厳格な入退室管理を実施している。

ウ 管理基準等

管理基準として,「共同運営センターセキュリティポリシー」を策定し, 明確化した指針及び基準に基づく運用を実施している。

さらに、電子申請・届出システム等の各システムにおいてもセンターセキュリティポリシーと整合性を図った個別の基準を策定し、適切な運用を図っている。

工 外部委託

このシステムの運用については、各自治体が共同運営センター及びシステムを運営する事業者と直接委託契約を締結することにより、個別の条例等規定を遵守した内容を契約書に明記し、個人情報を適切に管理するよう指導監督のうえ行っている。

また,情報資産は各自治体の事務所管課が管理することから,外部提供に は当たらない。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以 上